

高山市前金払事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づいて行う、公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）の前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の事務扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(前金払等の支払基準等)

第2条 前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）ができる経費の範囲及び割合は、別表に定めるとおりとする。ただし、歳計現金その他の状況によっては、その割合を変更することができる。

2 前金払等の額は、別表に定める経費の区分に応じ、当該経費に係る請負金額に同表に定める割合（以下「別表割合」という。）を乗じて得た額以内とする。ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の額とする。

3 中間前金払は、次に掲げる要件（以下「認定要件」という。）をすべて満たしている場合にできるものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負金額相当額（以下「出来高」という。）が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(合議)

第3条 前金払等は、歳計現金の許す範囲内において、一般支払その他の状況を考慮して行うものであるため、工事施行の伺いにより入札前に前金払等の有無を会計管理者に合議するものとする。

2 会計管理者において前金払等の停止を通知したときは、前金払等をすることができないものとする。

(前金払等の請求等)

第4条 前金払等を受けようとする請負者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と工事期間を保証期間として同条第5項に規定する保証契約（工事内容の変更に伴い請負金額を増額した場合を含む。以下「保証契約」という。）を締結し、前払金請求書（別記様式第1号）又は中間前払金請求書（別記様式第2号）に当該保証契約の保証証書を添えて市長に請求しなければならない。

- 2 中間前金払を受けようとする請負者は、請求に先立ち中間前金認定請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求書が提出されたときは、工事監督員にこれを審査させ、認定要件を満たしていると認めるときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を中間前金認定調書（別記様式第4号）により当該認定を請求した者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

（工事内容の変更等）

第5条 工事内容の変更その他の理由により請負金額を変更したときは、請負者をして直ちに保証契約を変更させ、当該変更後の保証契約の保証証書を提出させなければならない。ただし、当該工事の変更が軽易なものでその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 当該工事の工期を変更したときは、請負者をして遅滞なくその旨を保証事業会社に通知させるものとする。

（部分払等）

第6条 前金払が行われた工事について、部分払をするときは、部分払として認められた額から前金払の額に出来形の割合を乗じて得た額を差し引いた額を限度として支払うものとする。

- 2 部分払を受けようとする請負者は、部分払請求書（別記様式第5号）を、市長に提出するものとする。
- 3 部分払と中間前金払は選択制とし、契約締結時に請負者が選択するものとする。この場合において、部分払と中間前金払の併用はできないものとする。
- 4 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

（前払金の返還等）

第7条 前金払等をした後において工事内容の変更その他の理由により請負金額を減額した場合において、前金払等の額が減額後の請負金額に別表割合を乗じて得た額を超えるときは、請負者は、市長にその超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額が前金払等の額との割合において相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当と認められるときは、請負者と協議して別に返還額を定めるものとする。

- 2 前項に規定する前払金の返還期限は、請負金額を減額した日から20日以内とする。ただし、当該期間内に部分払をするときは、その支払額のうちから前項に規定する超過額を控除するものとする。
- 3 前金払等を受けた請負者が、別表に定める経費の範囲以外の経費に前払金を充当したときは、

市長は当該違反を知った日から20日以内に前払金（部分払をしているときは、前金払の額から前条第1項の規定により控除した額を差し引いた額）の返還を請求することができる。

4 契約を解除した場合（天災その他請負者の責に帰することのできない不可抗力により、請負契約解除の場合を含む。）において、当該契約に履行部分があるときは、履行部分に対する請負金額と前金払等の額を差引精算し、前金払等の額に残額があるときは契約解除の通知をした日から20日以内に請負者は、市長にその残額を返還しなければならない。

5 第2項から前項までに規定する前払金の返還期限内に各項に規定する前払金が返還されないときは、未返還額につき当該期限の翌日から返還の日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息を徴することができる。

（前金払等の追払）

第8条 工事内容の変更その他の理由により請負金額を増額した場合において、増額後の請負金額に対する支払済みの前金払の額の割合が、別表割合から10分の1を減じて得た割合に満たないときは、当該増額後の請負金額に別表割合を乗じて得た額から、支払済みの前金払の額を差し引いた額に相当する額を限度として前金払をすることができる。

2 中間前金払の支払後において、工事内容の変更その他の理由により請負金額が著しく増額した場合は、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前払金の額を差し引いた額以内の金額を追加して支払うことができる。

（債務負担行為等に基づく契約に係る前金払等の取扱い）

第9条 債務負担行為等に基づく契約の前金払等については、第2条第2項、第4条、第5条及び前2条並びに別表の規定中「請負金額」とあるのは「各会計年度における請負金額の支払の限度額」と読み替えてこれらの規定を準用するものとする。ただし、年度末において契約を締結する場合における契約年度の前金払等については、その年度の予算額の範囲内で支払ができる場合限り、第2条第2項、第4条、第5条及び前2条並びに別表の規定中「請負金額」とあるのは、「各会計年度及び翌年度の支払限度額」と読み替えてこれらの規定を準用することができる。

2 前項に規定するもののほか、債務負担行為等に係る契約の中間前金払については、第2条第3項各号の規定中「工期」とあるのは「各会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により各会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「請負金額」とあるのは「各会計年度における請負金額の支払の限度額」と読み替えるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成9年7月31日から施行する。

2 高山市前金払取扱要綱（昭和53年高山市告示第99号）は、廃止する。

附 則（平成12年3月31日市告示第128号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日市告示第137号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月22日市告示第66号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年10月31日市告示第101号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の高山市前金払事務取扱要綱の規定は、平成20年11月1日以後に発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について適用する。

附 則（平成22年1月22日市告示第147号）

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日市告示第192号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月4日市告示第101号）

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成23年5月25日市告示第33号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の高山市前金払事務取扱要綱の規定は、平成23年4月1日以後に発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について適用する。

附 則（平成24年7月30日市告示第70号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日市告示第2号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高山市前金払事務取扱要綱の規定は、平成25年4月1日以降に発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について適用する。

附 則（平成26年3月11日市告示第200号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高山市前金払事務取扱要綱の規定は、平成26年4月1日以後に発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について適用する。

附 則（平成28年6月7日市告示第37号）

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱による改正後の高山市前金払事務取扱要綱第7条第5項の規定は、この要綱の施行の日以後に発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）について適用する。

3 この要綱による改正後の高山市前金払事務取扱要綱別表の規定は、平成28年4月1日以降に請負契約を締結した公共工事について適用する。

附 則（平成29年4月3日市告示第6号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月12日市告示第210号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高山市前金払事務取扱要綱第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に契約締結する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について適用する。

3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、令和2年9月30日まで使用することができる。

別表（第2条、第7条、第9条関係）

経費の範囲	前金払等の割合等
<p>（工事）</p> <p>1件の請負金額が500万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用並びにその他市長が必要と認めた経費に相当する額として必要な経費</p>	<p>請負金額の10分の4以内（中間前金払については、請負金額の10分の2以内とし、前金払との合計金額が請負金額の10分の6以内）。また、前金払をした後において請負金額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において減額後の請負金額の10分の5以内（中間前金払をした後において請負金額を減額した場合は、減額後の請負金額の10分の6以内）</p>
<p>（設計業務等委託）</p> <p>1件の請負金額が400万円以上の土木建築に関する工事の測量、設計又は調査において、当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、保証料及びその他市長が必要と認めた経費に相当する額として必要な経費</p>	<p>請負金額の10分の3以内。ただし、前金払をした後において請負金額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において減額後の請負金額の10分の4以内</p>